

青森短期大学就職委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、青森短期大学学生の就職を円滑に進めるために、本大学に青森短期大学就職委員会（以下「委員会」という）を置き、その必要な事項を定めることを目的とする。

(協議事項)

第2条 委員会は、学長の命を受けて次の事項につき協議する。

- (1) 学生の就職に関する事
- (2) 学生の進学に関する事
- (3) その他進路に関する事

(構成員)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 委員長
- (2) 教授、准教授、講師、助教及び助手の中から任命
2 委員は、学長が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

(教授会への付議)

第5条 委員会は、第2条の協議結果を教授会に付議するものとする。

(庶務)

第6条 委員会の事務は事務局が処理する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。